

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）

事業所名	きぼう
住 所	群馬県前橋市南町3-38-3
電話番号	027-289-0452

事業所番号	1010101531
管理者名	上野 フチノ
対象年度	令和5年度

(I) 労働時間		
①1日の平均労働時間が7時間以上		40 点
②1日の平均労働時間が6時間以上 7時間未満		
③1日の平均労働時間が5時間以上 6時間未満		
④1日の平均労働時間が4時間30分以上 5時間未満		
⑤1日の平均労働時間が4時間以上 4時間30分未満	○	
⑥1日の平均労働時間が3時間以上 4時間未満		
⑦1日の平均労働時間が2時間以上 3時間未満		
⑧1日の平均労働時間が2時間未満		
①80点 ②70点 ③55点 ④45点 ⑤40点 ⑥30点 ⑦20点 ⑧5点		

（Ⅱ）生産活動		
①前々年度及び前年度において 生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額以上		5 点
②前年度において 生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額以上		
③前年度において 生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額未満		
④前々年度及び前年度において 生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額未満	○	

（Ⅲ）多様な働き方（※）		
◎ ①免許・資格取得、検定の受検助奨に関する制度		○
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
◎ ②利用者を職員として登用する制度		○
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
④フレックスタイム制に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑤短時間勤務に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
◎ ⑥時差出勤制度に係る労働条件		○
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
◎ ⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度		○
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
◎ ⑧傷病休暇等の取得に関する事項		○
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
小計（注1）	8	点

（※）任意の5項目を選択すること （注1）8以上：35点、6～7：25点、1～5：15点

（Ⅳ）支援力向上（※）		
◎ ①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会		○
参加した職員が1人以上であった		
参加した職員が半数以上であった		
②研修、学会等又は学会誌等において発表		
1回の場合		
2回以上の場合		
③視察・実習の実施又は受け入れ		
どちらか一方のみの取組を行っている		
いずれの取組も行っている		
④販路拡大の商談会等への参加		
1回の場合		
2回以上の場合		
◎ ⑤職員の人事評価制度		○
人事評価結果に基づき定期的に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している		
⑥ピアサポーターの配置		
ピアサポーターを職員として配置している		
⑦第三者評価		
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。		
⑧ISOが制定したマネジメント規格等の認証等		
都道府県知事が適当と認めるISOが定めた規格その他これに準ずるもの認証を受けている		
小計（注2）	4	点

（※）任意の5項目を選択すること （注2）8以上：35点、6～7：25点、1～5：15点

（Ⅴ）地域連携活動		
地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している	○	10 点
1事例以上ある場合：10点		

項目	点数								
労働時間	5点	20点	30点	40点	45点	55点	70点	80点	40
生産活動	5点	20点			25点		40点		5
多様な働き方	0点	15点			25点		35点		35
支援力向上	0点	15点			25点		35点		15
地域連携活動	0点				10点				10

合計	
105	点 / 200点